

加東市外国語生活ガイドブック



平成 26 年 3 月発行

平成 27 年 12 月改定

平成 28 年 12 月改定

平成 29 年 6 月改定

平成 30 年 4 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和 4 年 3 月改定

加東市・NPO 法人加東市国際交流協会



ようこそ 加東市へ！

この『加東市外国語生活ガイドブック』は、加東市に暮らす外国人の方々が、日常生活において不便を感じられることがないように、様々な暮らしの情報や必要な手続きなどを掲載しています。

詳しい情報が必要なときは、市役所の窓口にお越しいただくか、ガイドブックに記載されている担当の部署に直接お問い合わせください。

また、サービスを円滑に提供するため、市役所へお越しになるときや、電話でお問い合わせをいただくときは、できる限り日本語が分かる方のご協力をいただきますようお願いいたします。

加東市外国語生活ガイドブック

目次

1	医療	p.1
2	緊急事態への備え	p.2-6
3	ごみ	p.7-10
4	交通ルール	p.11
5	地域生活	p.12
6	国際交流・相談窓口	p.13-14
7	外国人住民の届出	p.15-17
8	水道・電気・ガス	p.18
9	税金	p.19
10	保険・医療制度	p.20-21
11	国民年金	p.23
12	保健	p.24
13	保育・児童手当	p.25-26
14	教育	p.27-28
15	福祉	p.29
16	公共交通	p.30-31
17	銀行・郵便局	p.32
18	運転免許	p.33-35
19	雇用・労働	p.36

1 医療

病気やけがをしたときは、健康保険被保険者証とお金を持って、症状に応じた診療科のある病院・診療所に行ってください。病院・診療所では、外国語が通じない場合もあるので、日本語が話せる人と行った方がよいでしょう。

【加東市内の医療機関について】

医療機関には、公立のものと民間のものがあります。

○公立医療機関

病院名	住所	電話番号	午前受付	午後受付
加東市民病院	加東市家原 85 番地	0795-42-5511	8:30~11:00	以下のHPから確認してください。

*土曜日、日曜日、祝日は休みです。

*ホームページ) <https://www.city.kato.lg.jp/hospital/> (日本語のみ)
(右の QR コードからも閲覧できます)



○民間医療機関

医院、診療所、クリニックなど呼び方は様々ですが、いずれも医療機関をあらわします。診療時間、休診日はそれぞれ異なりますが、おおむね 9 時~12 時と 16 時~18 時頃までです。また、土曜日の午後、日曜日、祝日は一般的に休診です。

【休日診療について】

土曜日・日曜日・祝日などの休日でも、診療を受けることができる医療機関があります。「広報かとう」に掲載している土曜時間外・休日診療のページをご覧ください。加東消防署 (TEL: 0795-42-0119) に、受診できる医療機関をお問い合わせください。小野市・加東市医師会のホームページからも確認できます。いずれの場合も、家を出る前に医療機関に電話でご確認ください。

この場合も、健康保険被保険者証とお金を持って受診してください。

*小野市・加東市医師会) <http://www.onokato-med.or.jp/jikangai.html>
(右下の QR コードからも閲覧できます)



2 緊急事態への備え

日々の生活の中では、事故、事件、自然災害など、いつどんな危険に出遭うかわかりません。日頃から、いざというときにどのように対応すればよいのか、勉強しておきましょう。

また、どんな場合でも、まわりの人たちの協力は大きな助けになります。普段から近所の方と交流し、お互いに協力できる関係を作っておくとよいでしょう。

緊急時に消防署や警察署に緊急を知らせ、助けを求める方法として、日本には「119 番通報」と「110 番通報」があります。

【119 番通報について】

「119 番通報」とは…緊急事態が起こった時、消防や救急に助けを求めるための電話番号です。

「119」番に電話すれば消防署につながります。

◆火事

火事を起こすと、自分の身が危険だけでなく近所の人にも大きな被害を与えることになります。火の取り扱いには十分に注意してください。

もし、火事になったときには、大きな声で近所の人に火事を知らせ、電話で 119 番通報をしてください。日本語で伝えられない場合は、近所の方に電話をしてもらってください。

◆救急

病気や大けがなどで急いで手当が必要な場合は、電話で 119 番通報し、①状況（事故、病気）②場所 ③負傷者、病人の名前 ④年齢 ⑤自分の名前 ⑥電話番号を伝えて救急車を呼んでください。ただし、病状やけがの程度が軽く、自分や家族で病院・診療所へ行ける場合は、救急車は利用しないでください。

【110 番通報について】

「110 番通報」とは…緊急事態が起こったとき、警察に助けを求めるための電話番号です。

「110」番に電話すれば警察署につながります。

110 番通報をするときは、いつ、どこで（近くの建物、駅などの名前）、何があったか、けが人がいるかどうか、自分の名前、を伝えてください。いざというときに日本語で対応できるように準備をしておくとよいでしょう。自分でかけることができないときは、近くにいる人に助けを求めてください。

◆交通事故

交通事故に遭った場合、負傷者があれば最初に負傷者を救護しなければなりません。救急車を呼ぶ必要があるときは、電話で 119 番通報し、その後に警察へも電話で 110 番通報してください。

◆犯罪

暴行、傷害、盗難などの犯罪の被害に遭った場合は、すぐに電話で 110 番通報をして警察へ連絡してください。なお、日ごろから自宅の近くにある警察署や交番、駐在所の場所や電話番号を調べておくと安心です。

★覚えておきましょう！

- ☎ 火事・急病・けが・交通事故 などの場合 ⇒ 119をダイヤル
- ☎ 犯罪（暴力・盗難）・交通事故 などの場合 ⇒ 110をダイヤル

【自然災害への対策】

日本は、6月頃から10月頃にかけて台風や大雨による被害が多く発生したり、世界の中でも地震が多く発生することで知られる、災害が多い国です。

日頃からハザードマップなどで避難場所を確認したり、非常時の持ち出し品（水や非常食3日分）を用意したりするなど、自然災害に備えましょう。

◆風水害（台風や大雨）への備え

台風や大雨による被害を最小限にとどめるために、日頃から次のことに注意しましょう。

- （1） 停電に備えて懐中電灯やラジオを準備する
- （2） ラジオ・テレビなどの気象情報をよく聞く
- （3） 窓ガラスのひび割れ、窓枠のゆるみなどは補強し、雨戸がある場合は必ず閉めておく
- （4） 植木鉢、物干し竿等、飛散の危険があるものは、室内に入れるか風で飛ばされないように固定する
- （5） できるだけ外出しない
- （6） 浸水などの恐れがあるところでは、家財道具などを高い場所へ移動する
- （7） 避難に備えて、食料、飲料水、医薬品、貴重品などの非常持ち出し品を準備する
- （8） 避難場所の位置を加東市ハザードマップなどで必ず事前に確認しておく

◆地震への備え

地震は、いつ発生するかわかりません。日ごろから安全対策と、いざというときはあわてずに的確な行動がとれるように次のようなことに注意しておきましょう。

- （1） 避難先や連絡手段（災害用伝言ダイヤル 171 の利用など）について家族と話し合っておく
- （2） 家具類は、転倒防止金具などで固定しておく
- （3） 重いものは高い所に置かないようにする
- （4） 食料などの非常持ち出し品は、家族が3日間しのげる量を目安とし、貴重品、ラジオ、懐中電灯などとともに、いつでも持ち出せる場所に備えておく
- （5） 建物が建っている周囲の状況を調べておく
- （6） コンロなどのまわりには燃えやすい物を置かないようにする
- （7） 消火器や消火用バケツなどを用意、また風呂には水を張っておく
- （8） 避難場所、避難経路を地図などで確認しておく
- （9） 住んでいる地域の自主防災組織が行う防災訓練に積極的に参加する

もし地震が発生した時は、次のことに気を付けて行動しましょう。

- （1） テーブルなどの下に身を伏せる
- （2） 地震の揺れが落ちついたら火の始末をする
- （3） ドアを開けて出口を確保する
- （4） 火が出たらすばやく消火する
- （5） 室内のガラスの破片に気をつける

- (6) あわてて外に飛び出さない
- (7) 門や壁には近寄らない
- (8) 最小限の荷物で、徒歩で避難する
- (9) みんなで協力しあって応急救護する
- (10) テレビやラジオで正しい情報を知る

◆その他の備え

(1) 避難情報や気象情報の収集

避難に関する情報や最新の気象情報を収集し、速やかに行動することが大切です。「ひょうご防災ネット」に登録するなど、大切な情報を漏らさないようにしましょう。※外国語対応しています。

○ひょうご防災ネットの登録方法

【ひょうご防災ネット メール登録】

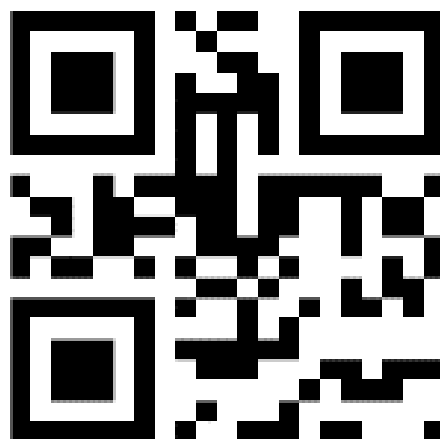
- ・「fc@bosai.net」にメールを送信する。
- ・QRコードから読み取り、メールを送信する。

【ひょうご防災ネット アプリ】

- ・QRコードから読み取り、ダウンロードする。

【Google Play】

【App Store】



(2) 避難する場所を確認

加東市内の指定緊急避難場所一覧

施設名	所在地	指定緊急避難場所	
		風水害	地震
社公民館	木梨 1134-60	○	○
社武道館	木梨 1131	○	○
明治館	社 777	○	
社中学校	木梨 1134-62	○	○
社小学校	社 1550	○	○
社高等学校	木梨 1356-1	○	○
社第一体育館	沢部 613-1	○	○
福田小学校	沢部 613-1	○	○
米田小学校	上久米 1693	○	○
兵庫教育大学	下久米 942-1	○	○
兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	○	○

兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	○	○
三草小学校	上三草 118	○	○
やしろ国際学習塾	上三草 1175		○
上鴨川多目的集会施設	上鴨川 392	○	○
下鴨川公民館	下鴨川 209-1	○	
かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	○	○
平木公民館	平木 224-1	○	
滝野東小学校	新町 88	○	○
滝野体育センター	上滝野 1167-5	○	○
上滝野公民館	上滝野 1167-1	○	
滝野中学校	下滝野 761		○
地域交流センター	下滝野 1369-1	○	○
滝野図書館	下滝野 1369-2	○	○
滝野公民館（情報交流館）	下滝野 1369	○	○
滝野児童館（きらら）	下滝野 1369-2	○	○
滝野総合公園体育館（スカイピア）	河高 4007	○	○
河高交流センター	河高 4026-3	○	○
滝野南小学校	高岡 949	○	○
東条文化会館（コスミックホール）	天神 66		○
旧東条東小学校	袴鹿谷 56		○
道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5-1	○	○
岡本公民館	岡本 247-1	○	
旧東条西小学校	吉井 298	○	○
藪公民館	藪 133	○	
兵庫県立教育研修所	山国 2006-107	○	○
社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬 477-1	○	○
南山活性化支援施設（ミナクル）	南山 1 丁目 4-2	○	○
砂子公会堂	新定 191-2	○	
スリーボンドファインケミカル（株）加東工場	南山 6 丁目 3-11	○	○
家原公民館	家原 365-1	○	○

大畑公民館	大畑 459-2		○
(株)マルヤナギ小倉屋大門工場	大門 67		○
東条学園小中学校	天神 56	○	○

※安全な場所に位置している友人・知人宅や、近隣建物の高層階や自宅2階へ避難することもお考えおきましょう。

(3) 避難するときの行動を確認

市役所、警察、自主防災組織などからの避難の指示があったとき、また、家屋の倒壊や火事による延焼などの危険があるときは、状況に応じて安全な場所に避難しましょう。

- (1) 避難する前に、もう一度火が消えていることを確かめる（ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーをおとす）
- (2) 避難先や安否情報などの連絡メモを忘れずに
- (3) 服装は動きやすいもので、帽子やヘルメットなど、頭を守るものも忘れずに
- (4) 非常持ち出し品（食料などは3日分程度）はリュックサックなどで背負う
- (5) 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
- (6) お年寄りや子どもの手はしっかり握る
- (7) 避難するときは、狭い道、塀ぎわ、川べりなどを避ける

【災害などへの備え】

- (1) 「防災行政無線（日本語のみ）」を自宅に設置しましょう。

「防災行政無線」は、避難を必要とする地震や水害などの災害がおこったときに、避難を呼び掛ける装置です。その他にも、火災発生情報や防犯情報などもお知らせします。

設置は、市が行うので、申し込んでください。

- (2) 「かとう安全安心ネット（日本語のみ）」を携帯電話に登録しましょう。

「かとう安全安心ネット」は、「防災行政無線」と同じく、避難を必要とする災害の情報や、火災発生情報、防犯情報などを、メールでお知らせするものです。

登録方法は、以下の市ホームページに掲載しているので、ご覧ください。

問い合わせ）加東市総務財政部防災課 TEL: 0795-43-0403

かとう安全安心ネットの登録方法）

<https://www.city.kato.lg.jp/kurashi/bosaianzen/anzenanshinnet/1457747672877.html>

（右のQRコードからも登録できます）



3 ごみ

家庭ごみは、「決められた日」の「決められた時間」までに、「決められた物」を「決められた場所（ごみステーション）」へ「決められた方法」で出してください。これらを守らなければ、ごみが正しく集められず、周りの人が困ってしまいます。

ごみを出すときは、ごみステーションの位置を確認するとともに、「加東市ごみ収集カレンダー」で収集日やごみの出し方を確認し、ルールを守ってごみステーションを清潔に保ちましょう。

※市の許可を持った業者がごみを収集する一部の集合住宅等では、「加東市ごみ収集カレンダー」に記載するごみの出し方と異なることがあるので、集合住宅等の管理者に必ず確認してください。

【基本的なルール】

ごみ出しには、大切なルールがあります。ルールを守らないと、周りの人が困ります。

□ごみには種類があります（「燃えるごみ」「資源ごみ」「不燃ごみ」など）。

□ごみの種類ごとに、出す場所と日時が決まっています。

□決められた場所・時間以外にごみを捨ててはいけません。

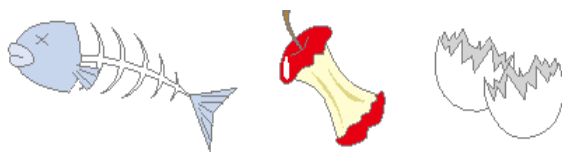
□ごみは市の指定する透明な袋に入れ、必ず口を結んでください。

□ごみの種類や捨てられる場所・曜日については、「加東市ごみ収集カレンダー」を確認してください。集合住宅などに住んでいて、市の許可した業者がごみを回収している場合は、集合住宅の管理者へ確認してください。

【ごみの出し方の例】

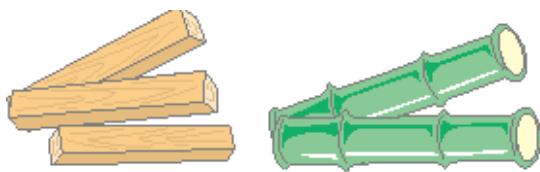
○燃えるごみ

生ごみ ※水を切ってください。



※市の指定袋を使用してください。
(燃えるゴミは赤い字の袋)

木くず類 ※30cm 以下に切ってください。



革・布類 ※30cm 以下に切ってください。



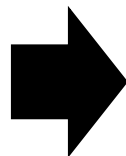
その他 生理用品、紙おむつ、乾燥剤 など



○資源ごみ ※容器包装プラスチックの場合

※市の指定袋を使用してください。
(容器包装プラスチックは緑の字の袋)

以下のマークがあるもの



上記以外にも、ビンやペットボトル、金属類など、分別しなければならないごみの種類は多くあります。詳しくは、「加東市ごみ収集カレンダー」を確認するか、市へ問い合わせてください。

○ごみカレンダーについて

市役所 1 階の生活環境課や、やしろショッピングパーク Bio2 階の「かとうのええとこ情報コーナー」でお渡しできます。以下の URL から閲覧できます（日本語）。

<https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/seikatukankyoka/dust/1455789348661.html>

（右の QR コードからも閲覧できます）



○ごみ袋について

指定のごみ袋をご使用ください。

→市役所 1 階生活環境課や、加東市指定ごみ袋取扱店（※）で購入できます。

※加東市指定ごみ袋取扱店一覧

番号	店舗名	郵便番号	店舗情報
1	イオン社店	673-1431	加東市社 1126-1
2	マックスバリュ社店	673-1463	加東市梶原 333-1
3	マックスバリュ東条店	673-1312	加東市埴鹿谷 323
4	銀ビルストアー社店	673-1431	加東市社 338
5	フレッシュバザール 加東上中店	673-1464	加東市上中 325
6	フレッシュバザール 西脇野村店	677-0054	西脇市野村町 1265
7	ジャパン 滝野店	679-0211	加東市上滝野 246

8	エーコープ近畿 滝野店	679-0211	加東市上滝野 812
9	ダイレックス加東店	673-1464	加東市上中 3 丁目 140 番
10	ジュンテンドー 社店	673-1464	加東市上中 333-1
11	ココカラファイン 梶原店	673-1463	加東市梶原 360-1
12	キリン堂 社店	673-1431	加東市社 1205-1
13	ウエルシア薬局加東上中 店	673-1464	加東市上中 3 丁目 13
14	ウエルシア薬局加東東条 店	673-1311	加東市天神 260 番地
15	コーナンホームストック東 条店	673-1321	加東市岩屋 197-1
16	New Com(ニューコム)	673-1431	加東市社 77-11
17	一富士商店	673-1431	加東市社 535-3
18	みのり農業協同組合加東 営農経済センター	673-1453	加東市貝原 287
19	藤浦商店	673-1401	加東市上鴨川 199
20	都倉百貨店	673-1311	加東市天神 476
21	マミーショップ天神店	673-1311	加東市天神 542
22	夢街人とうじょう	673-1341	加東市南山1丁目 5-3
23	フレッシュにしお	673-1312	加東市埴鹿谷 354
24	まるさんマート	679-0221	加東市河高 2487 の 2
25	(株)京屋 鯉清水	673-1402	加東市平木 579
26	ローソン社嬉野店	673-1431	加東市社 183-1
27	ローソン加東厚利店	673-1338	加東市厚利 104-10
28	ファミリーマート加東社店	673-1431	加東市社 1504 番地 1
29	ファミリーマート滝野高岡 店	679-0222	加東市高岡 609-1
30	セブンイレブン社梶原店	673-1463	加東市梶原 412-2
31	セブンイレブン加東上滝 野店	679-0211	加東市上滝野 258-1

○ごみ袋の価格

1 セット（10枚入り）	燃えるごみ用指定袋、容器包装 プラスチック用指定袋	大：45ℓ 30円／枚 300 円
		中：30ℓ 20円／枚 200 円
		小：20ℓ 15円／枚 150 円

【一時的多量ごみ】

一時的多量ごみ（引越しや大掃除などで多量に出たごみ）は、ごみステーションに出すことはできません。直接処理施設へ搬入してください。家庭から出たごみの処理には 10kg あたり 90 円の手数料が必要です（事業所から出たごみの処理の場合 10kg あたり 130 円）。

施設名	小野クリーンセンター
所在地	小野市天神町 538 番地の 1
電話番号	0794-62-6250
ごみを搬入できる方	市内にお住まいの方
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～16:30 土曜日・祝祭日 8:30～11:30 (ただし、第 2・第 4 土曜日は休みです)

問い合わせ）加東市市民協働部生活環境課 TEL: 0795-43-0503

4 交通ルール

【基本的な交通ルール】

交通事故に遭わない・起こさないために、次のような基本的なルールをしっかりと守ってください。

- ☐ 歩行者は道路の右側、自動車や自転車は道路の左側を通ってください。
- ☐ 自動車や自転車に乗っているときは、歩行者を優先しなければいけません。
- ☐ 信号機の各色が意味することは次のとおりです。
 - ・青色は進むことができる。
 - ・黄色は止まれです。
 - ・赤色は止まれです。

【歩行者の基本的ルール】

- ☐ 歩道があるところでは、必ず歩道を通ってください。
- ☐ 歩道がないところでは、道路の右側を歩いてください。
- ☐ 道路を横断するときは、信号交差点では信号機（歩行者信号）に従い、信号機のないところでは左右の安全を確認し、横断歩道を横断してください。
- ☐ 夜間には、反射材を身につけ、明るい服装を心がけましょう。

【自転車の基本的ルール】

- ☐ 自転車は、車道の左側を一列で通ってください。
- ☐ 自転車は、歩道を通行してはいけません（右の標識がある歩道は通行することができます）。
- ☐ 二人乗り、並走はしないでください。
- ☐ 携帯電話、スマートフォンを操作しながら、また、傘を差しながらの運転はしてはいけません。
- ☐ 踏切や一時停止場所では、必ず止まって左右の安全を確認してから通行してください。
- ☐ 信号機のある交差点では、信号機に従って通行してください。
- ☐ タ方になったら、早めのライト点灯を心がけてください。
- ☐ 車輪側面への反射器材の取り付けを行いましょう。
- ☐ 自転車保険に加入してください。



【自動車の基本的ルール】

- ☐ 一時停止の標識があるところでは必ず止まり、左右の安全を確認してください。
- ☐ タ方に運転するときは、早めにライトを点けましょう。
- ☐ 6歳未満の乳幼児を乗せるときは、チャイルドシートを必ず使用しなければなりません。
- ☐ 携帯電話、スマートフォンを操作しながら運転をしてはいけません。
- ☐ 自動車に乗るときは、運転者や同乗者はシートベルトを必ず着用し、バイクに乗るときは、必ずヘルメットを着用してください。
- ☐ 標識や標示で最高速度が指定されているところでは、その速度を超えてはいけません。

問い合わせ）加東市総務財政部防災課 TEL：0795-43-0403

加東警察署

TEL：0795-42-0110

5 地域生活

【近所の方とお付き合い】

なにか困ったことがあったときには、近所の方との助け合いが重要になります。買い物の仕方やごみの出し方、また自分や家族が病気になったり、万が一災害が起こったときなど、大切な情報をもらえることがたくさんありますので、日ごろから積極的にまわりの人たちとお付き合いをしましょう。

【生活のルール】

地域社会で生活するうえで、次のようなことに注意しましょう。

1. 生活騒音

住宅地や共同住宅では、あなたの部屋の音が隣の部屋に聞こえてしまうかもしれません。特に、夜遅い時間や朝早い時間などは、できるだけ音を立てないようにしましょう。テレビの音、楽器の音、大きな声の会話、掃除機・洗濯機・お風呂の音なども、「騒音」となることがありますので、注意しましょう。

2. 集合住宅の共有部分の使い方

集合住宅の共有部分（階段、廊下など）は、みんなで使う部分です。地震や火事などの災害が起こったとき、避難する通路にもなりますので、自分の物を置かないでください。

【町内会・自治会】

町内会や自治会は、地域社会の助け合い・親睦を深める場として、地域住民の皆さんが作っている自治組織です。入会は強制されるものではありませんが、入会すれば、地域行事への参加を通じて近所の方々とのつながりを作ることができ、生活情報や、災害時の避難情報など、重要な情報を得られる場となります。

6 国際交流・相談窓口

【国際交流】

○交流事業

加東市には、様々な国際交流事業を行う「NPO 法人加東市国際交流協会（通称 KIA）」があります。

加東市国際交流協会（KIA）では、姉妹都市交流事業や日本人・外国人住民の多文化交流事業を通じて、市民の国際理解の推進、また日本人・外国人を問わず、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりを目指して活動しています。

たくさんの友達が作れる楽しいパーティや、日本・外国の文化教室など、色々なイベントを実施するほか、外国人住民の方々の日常生活における困りごとや相談にも対応できるよう、体制づくりを行っています。国際交流イベントに参加したい、なにか相談したいことがある、といった場合は、加東市国際交流協会へお問い合わせください。

○日本語教室

加東市国際交流協会（KIA）では加東市に住む外国人向けに日本語教室を開いています。無料で日本語を学ぶことができます。参加を希望される方は、加東市国際交流協会（KIA）へお問い合わせください。

教室名	曜日・時間	場所
社教室	金曜日 19:00～ 21:00	やしろショッピングパーク Bio2 階 加東市国際交流協会事務所 加東市社 1126-1
東条教室	日曜日 10:00～ 12:00	加東市南山活性化支援施設 Mina-Kuru 大会議室 加東市南山 1-4-2

○こども日本語教室

加東市に住む外国人の児童・生徒向けに、日本語の学習や宿題補助をしています。参加を希望される方は、加東市国際交流協会（KIA）へお問い合わせください。

対 象 市内在住の小学1年生から中学3年生まで

曜日・時間 土曜日 10:00～11:30

場 所 加東市社 1126-1

やしろショッピングパーク Bio2 階 加東市国際交流協会事務所

問い合わせ）NPO 法人加東市国際交流協会（KIA）

住所：加東市社 1126-1 やしろショッピングパーク Bio2 階

TEL：0795-42-6633

FAX：0795-42-6634

EMAIL：kia@katokokusai.org

【外国人相談窓口】

○加東市外国人相談窓口

加東市に住む外国人の方を対象に、生活相談を行っています。日本の生活で困っていること、悩んでいることを母国語で相談できます。ベトナム語と中国語は外国人相談員が対応します。その他の言語の場合は、職員が音声自動翻訳機を使って対応します。詳しくは以下の URL をご覧ください（右の QR コードからも閲覧できます）。



<https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/machidukuriseisakubu/kikakuseisaku/kikaku/news/gaikokuzin/8939.html>

曜 日 月曜日～金曜日（土日祝休み、12月29日から1月3日まで休み）

時 間 ベトナム語 8:30～12:00, 13:00～14:30

中国語、日本語 8:30～12:00, 13:00～17:15

住 所 兵庫県加東市社 50 加東市役所 4 階 まちづくり政策部企画政策課

電 話 0795-43-0388（初めは日本語で対応します）

相談例 転入・転出・転居について、税金・保険料について、市役所の手続きについて

※無料で相談できます。

※相談員がいない場合があります。

【外国人のための人権相談】

外国人であることを理由に不当な差別を受けている、学校でいじめを受けているなど、日常生活の中で、これは人権問題だと感じることはありませんか。

一人で悩まず、法務局・地方法務局に相談してください。職員や人権擁護委員が相談に応じ、悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。

外国人のための人権相談窓口は以下の URL からお問い合わせください（以下の QR コードからも閲覧できます）。10 言語で対応しています。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

人権相談に関する問い合わせ）加東市市民協働部人権協働課

TEL：0795-43-0544



7 外国人住民の届出

観光目的などの滞在ではなく、ある程度長い期間を日本で生活する外国人の方は、色々な行政サービスを受けることができます。このような場合、自分の身分や、現住所に住んでいることを明らかにしておく必要があります。加東市での生活を始めるとき、また加東市から引っ越すときなどは、必ず市役所1階の窓口（市民課）へ行き、手続きをしてください。

【届出は、いつどうやってするの？】

このようなとき	種類	届出期間	必要なもの
日本に入国後、最初の住所を市内に定めたとき	転入届	最初に住所を定めた日から14日以内	・ 転入される方すべての在留カード（空港で在留カードが発行されなかった方はパスポート）または特別永住者証明書 ・ 転入先の世帯主の同意書（※）
市内で住所変更をしたとき	転居届	転居した日から14日以内	・ 転居された方すべての在留カードまたは特別永住者証明書（またはこれらにみなされる外国人登録証明書） ・ 転居先の世帯主の同意書（※） ・ マイナンバーカード（お持ちの方） ・ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証など（お持ちの方）
市外（国内）から市内に引っ越したとき	転入届	転入した日から14日以内	・ 転出証明書（前住所地での転出手続き時に交付されたもの） ・ 転入される方すべての在留カードまたは特別永住者証明書（またはこれらにみなされる外国人登録証明書） ・ 転入先の世帯主の同意書（※） ・ マイナンバーカード
市外（国外を含む）へ引っ越しするとき	転出届	転出予定日から14日以内	・ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証など（お持ちの方） ※国外転出の場合 マイナンバーカード

（※）配偶者、親、祖父母、子、孫以外の方が、すでに住まれている世帯に転居または転入する場合は、転居または転入先の世帯主の同意書が必要です。（加東市役所ホームページにて様式のダウンロード可能）

- ・ 外国人住民の方を世帯主とする世帯に、外国人住民の方が新たに転入または転居する場合、原則として、世帯主との関係を証明できる書類（本国の政府等公的機関が発行したもので、出生証明書、婚姻証明書など）と日本語の翻訳文（訳した人の署名があるもの）が必要です。

- ・ 届出できる人は、本人または世帯員です。それ以外の方が届出をする場合は委任状が必要です。（加東市役所ホームページにて様式のダウンロード可能）

- ・届出者の本人確認書類（本人確認書類：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードまたは特別永住者証明書など）が必要です。

○在留管理制度に関する手続き

＜外国人登録証明書の切り替え手続き＞

外国人登録証明書をお持ちの方は、次の期限までに在留カードまたは特別永住者証明書に切り替えてください。なお、特別永住者の方のみ、市役所での手続きとなります。

在留資格		切替手続期限	申請場所
特別永住者の方	16 歳以上	申請・届出後 7 回目の誕生日まで	市役所市民課
	16 歳未満	16 歳の誕生日まで	
永住者の方	16 歳未満	16 歳の誕生日まで	出入国在留管理局
上記以外の方	16 歳以上	在留期間の満了の日まで	
	16 歳未満	在留期間の満了の日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで	

問い合わせ)外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8 時 30 分から 17 時 15 分)

TEL:0570-013904

(IP 電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)

＜特別永住者証明書の届出＞

特別永住者の方については、すべての手続きを市役所で行ってください。

このようなとき		いつまでに	持参するもの
氏名、生年月日、性別、国籍の変更や訂正があったとき		変更があったときからできるだけ早く	特別永住者証明書 写真 1 枚 (16 歳未満は不要) (※) パスポート 変更や訂正の内容がわかる書類
特別永住者証明書の有効期間が切れるとき	16 歳以上	有効期限が切れる 2 ヶ月前から有効期限まで	特別永住者証明書 写真 1 枚 (※) パスポート
	16 歳未満	有効期限が切れる 6 ヶ月前から有効期限まで	
特別永住者証明書を紛失・滅失したとき		14 日以内	写真 1 枚 (※) 遺失物届出証明書等
特別永住者証明書を汚損・毀損したとき		期間の定めなし (ただし、再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から 14 日以内)	特別永住者証明書 写真 1 枚 (16 歳未満は不要) (※) パスポート
特別永住者証明書の交換を希望するとき ※手数料 1,300 円がかかります。		いつでも	特別永住者証明書 写真 1 枚 (16 歳未満は不要) (※) パスポート

在留カード（旧外国人登録証明書）から特別永住者証明書に切替を希望するとき	いつでも	在留カード（旧外国人登録証明書）写真 1 枚（16 歳未満は不要）（※）パスポート
--------------------------------------	------	---

（※）直近 3 ヶ月以内に撮影した縦 4cm×横 3cmのもので、無帽・無背景かつ正面を向いたものをお持ちください。

<届出ができる人>

- ・ 本人
- ・ 同居の親族
- ・ 代理人（代理人での申請も可能ですが、詳しい手続きについては、事前に市役所 1 階の市民課まで連絡してください。）

○日本で子どもが生まれたとき

日本で子どもが生まれた場合は、出生届を 14 日以内に提出してください。その際、国籍等を確認するため、父母のパスポート、父母の在留カードまたは特別永住者証明書等が必要です。また、在留資格は 30 日以内に出入国在留管理局で、手続きを行ってください。国籍取得（外国籍）はそれぞれの領事館へお問い合わせください。

○在留カードまたは特別永住者証明書等の返納

次の場合は、在留カードまたは特別永住者証明書等を返納する必要があります。

このようなとき	種類	届出先
出国するとき （再入国しないとき）	在留カード	出入国在留管理局
日本国籍を取得したとき	在留カード	出入国在留管理局
	特別永住者証明書	出入国在留管理局または市役所
死亡したとき	在留カード	出入国在留管理局
	特別永住者証明書	出入国在留管理局または市役所

○再入国許可申請

在留カードをお持ちの方は出国後 1 年以内、特別永住者証明書をお持ちの方は出国後 2 年以内に再入国する場合は、再入国許可を受ける必要がありません。

上記以外の期間で再入国する予定があるときは、必ず出国前に、最寄りの出入国在留管理局に再入国許可申請をしてください。この再入国許可を受けていれば、再入国の際にビザを再取得する必要がなくなり、従前の在留資格及び期間が継続しているものとみなされます。再入国許可には、1 回のみ有効なものと、数回有効なものがあります。

問い合わせ）加東市市民協働部市民課 TEL: 0795-43-0390

8 水道・電気・ガス

【水道】

水道を利用するには、開栓の手続きが必要ですので、水道お客さまセンターに連絡してください。

集合住宅に住まれる方は、家主または管理会社にお問い合わせください。

また、次のような場合も、お早めに水道お客さまセンターで手続きをしてください。

- ・転居などにより水道の使用を中止されるとき（閉栓）
- ・水道を撤去するまたは、長期間使用されないとき（閉栓）

問い合わせ）加東市水道お客さまセンター TEL: 0795-43-0538

加東市上下水道部管理課 TEL: 0795-43-0533

【電気】

○使用を始めるとき

ブレーカーについているハガキに住所、氏名、使用開始日を記入し、関西電力㈱社営業所に郵送または電話で申し込んでください。

申込は、インターネットでも可能です（ただし日本語のみ）。

入居して初めて電気を使うときは、部屋の中にあるブレーカー（電気の電源）のつまみを上に上げて、電気がきていることを確認してください。

西日本地域では 100 ボルト 60 ヘルツの電気が流れています。規格に合わない電気器具はモーターを傷めるので使わないほうが良いでしょう。

契約アンペア以上の電気を一度に使うと、ブレーカーが落ちます。そのときは、使用する電気器具を減らしてブレーカーのつまみを上に上げてください。

○使用をやめるとき

引越しの予定が決まったら、インターネットで廃止の手続きをするか、関西電力㈱社営業所へ連絡してください。

問い合わせ）関西電力㈱社営業所 TEL:0800-777-8085

【ガス】

○使用を始めるとき

転入するときは、居住地のガス会社に連絡し、ガスメーターの開栓またはボンベの設置をしてもらってください。

○使用をやめるとき

引越しの予定が決まったら、ガスを止めたい日時の一週間前までに、ガス会社に連絡してください。

問い合わせ）都市ガスの場合 大阪ガス リビング事業部兵庫事務所

TEL:0120-7-94817

プロパンガスの場合 民間のガス会社・販売店（家主にご確認ください）

9 税金

日本では、国・県・市町村がそれぞれ異なる種類の税金を担当しています。国税は税務署が、地方税のうち、都道府県税は県税事務所が、市町村税は市役所1階の税務課が取り扱っています。

【市が取り扱う主な税】

税の種類		税金を納めていただく方
市民税	個人市民税 (住民税)	1月1日現在、市内に住所がある方 1月1日現在、市内に住所はないが事務所、事業所、または家屋敷を所有している方
	法人市民税	市内に事務所、事業所または寮などを有する法人
固定資産税		1月1日現在で、市内に土地、家屋、償却資産を所有している方
都市計画税		1月1日現在で、市内の市街化区域、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施行区域、天神東袴鹿谷土地区画整理事業施行区域に土地・家屋を所有している方
軽自動車税		4月1日現在で、市内に主たる定置場(駐車場)のある軽自動車等を所有している方
国民健康保険税		国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主
市たばこ税		たばこの購入者(たばこ購入代金にたばこ税が含まれています)
入湯税		鉱泉浴場(温泉施設)に入湯された方 ※現在、市内のすべての鉱泉浴場が課税免除の規定に該当するため課税されません。

住民税は、個人市民税と個人県民税からなり、前年中に所得のあった方に課税されます。その所得の額に応じて課税される所得割と、一定の税額で均等に課税される均等割とがあります。個人県民税は都道府県税ですが、個人市民税とあわせて市に申告と納税を行っていただきます。

○市税の納付方法および納付場所

市役所(会計課窓口)のほか、加東市公金取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済サービス(アプリ)で納付いただけます。また、納期ごとに金融機関に出向く手間が省け、納め忘れもなく確実に納付できる口座振替が便利です。

市税の納期、納税額等の詳細については、税務課へお問い合わせください。

問い合わせ) 加東市総務財政部税務課 TEL: (市民税・軽自動車税) 0795-43-0396
(固定資産税・都市計画税) 0795-43-0395
(国民健康保険税) 0795-43-0397
(納税に関すること) 0795-43-0398

10 保険・医療制度

【国民健康保険】

国民健康保険は、病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんがお金を出し合って助け合う制度です（75歳からは、後期高齢者医療に切り替わります）。

○加入しなければならない人

3ヶ月以上国内に滞在することを認められた人、留学のため来日し3ヶ月以上滞在する予定の人は、職場の健康保険に加入している人やその他被扶養者、生活保護を受けている人を除いて、国民健康保険に加入しなければなりません。市役所1階の保険医療課または市民課で加入の手続きをしてください。

国民健康保険に加入すると、被保険者として1人につき1枚の国民健康保険被保険者証が交付されます。国民健康保険被保険者証は病院にかかるとき、被保険者であることを証明する大切なものなので、なくしたり汚したりしないようにしましょう。

○次に該当するときは、14日以内に加入・脱退の手続きをしてください。

◆加入の手続き

加入手続きが必要なとき	届け出に必要なもの
加東市に転入したとき	・転出証明書（前住所地の市区町村で交付） ・在留カード
職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・健康保険資格喪失証明書（職場で交付） ・在留カード
生活保護を受けなくなったとき	・生活保護廃止決定通知書・在留カード
子どもが生まれたとき	・母子健康手帳　・保護者の在留カード

◆脱退の手続き

脱退手続きが必要なとき	届け出に必要なもの
加東市から転出するとき	・国民健康保険被保険者証　・在留カード
職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	・職場の健康保険証・国民健康保険被保険者証 ・在留カード
国民健康保険加入者が死亡したとき	・国民健康保険被保険者証・在留カード
生活保護を受け始めたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国民健康保険被保険者証 ・在留カード

○給付について

医療機関の窓口で国民健康保険被保険者証を提示すると、治療にかかる費用の2割または3割の自己負担で診療が受けられます。このほかに、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費の支払いなどの給付制度があります。

○国民健康保険税と納付について

国民健康保険税は所得や加入人数等により異なります。納税通知書（年 8 回納付）がお手元に届きましたら、市役所窓口のほか、加東市公金取扱金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンなどで納付いただけます。また、お忙しい方や家を留守にすることが多い方は口座振替が便利です。

雇用保険に加入しており、勤務先の会社の都合（倒産、解雇等）により離職した場合や、特定の理由による自己都合で離職した場合は、国民健康保険税の軽減制度があります。ただし家族全員の所得申告が必要です。詳細については、市役所 1 階の保険医療課へお問い合わせください。

問い合わせ）加入・脱退の手続き、給付について：

加東市市民協働部保険医療課 TEL: 0795-43-0500

納付について：加東市総務財政部税務課 TEL: 0795-43-0398

【後期高齢者医療制度】

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の人と、65 歳以上で障害があり、届け出により認められた人が対象の公的医療保険制度です。

病気やけがをしたときに安心して病院に行くことができるように、お金を出し合って支え合う仕組みです。

○対象者

次のどちらかに当てはまる人が、後期高齢者医療制度の対象です。

- ① 75 歳以上の人
- ② 65 歳から 74 歳までで、障害があり、届け出により認められた人

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、加入できません。

- ① 加東市に住民登録のない人
- ② 生活保護を受けている人
- ③ 中国残留邦人に対する支援給付を受けている人

○受けられる給付

後期高齢者医療制度に加入すると、1 人に 1 枚被保険者証をお渡しします。

医療機関の窓口に被保険者証を提示すると、治療にかかる費用の 1 割または 3 割の自己負担で診療が受けられます（入院したときの食事代などは別にかかります）。

また、1 ヶ月に支払った医療費が決められた額を超えた場合には、届け出をすることで、超えた額が返ってくる制度などがあります。

○保険料

後期高齢者医療制度に加入すると、保険料を納めます。保険料の金額は、所得に応じて決まります。

問い合わせ）加東市市民協働部保険医療課 TEL: 0795-43-0501

【福祉医療制度】

医療機関を受診する際に、医療費の自己負担額が軽減される制度です。

ただし、国、県の医療制度が優先される場合は、福祉医療費助成の対象とはなりません。

○高齢期移行者医療費助成制度

65 歳から 69 歳以下で所得制限基準を満たす方を対象に、保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

○乳幼児等医療費助成制度・こども医療費助成制度

0 歳児から中学 3 年生または義務教育学校 9 年生までの乳幼児、児童及び生徒で、保護者の所得制限基準を満たす方を対象に、保険診療の自己負担額を全額助成する制度です。

ただし、0 歳児については保護者の所得制限はありません。

※義務教育学校とは、小学校課程にあたる前期 6 年から中学校課程にあたる後期 3 年までの義務教育 9 年間を一貫して教える学校です

○重度（心身・精神）障害者医療費助成制度・高齢重度（心身・精神）障害者医療費助成制度

身体障害者手帳 1 級及び 2 級所持者、療育手帳 A 判定者、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者で所得制限基準を満たす方を対象に、保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

○母子家庭等医療費助成制度

18 歳に達した年度末までの児童を監護する母（父）子家庭の母（父）と児童で、所得制限基準を満たす方を対象に、保険診療の自己負担額の一部を助成する制度です。

問い合わせ）加東市市民協働部保険医療課 TEL: 0795-43-0501

11 国民年金

日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。

国民年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金があります。

【加入するには】

市役所 1 階の窓口（市民課または保険医療課）へ届け出をしてください。勤務先ですでに厚生年金、共済組合に加入している方は必要ありません。

○保険料

国民年金に加入すると、保険料を納付しなければなりません。月々支払う方法と、前納、または口座振替の方法があります。

ただし、収入が少ない、病気のため働けない、失業中であるなどの理由で、保険料の支払いが経済的に困難な方は、納付が免除または猶予される制度もあります。

○年金の給付

国民年金は、ある一定の年齢に達したとき、または障害者になったときなどに支給されます。年金を受ける際、受給資格が細かく決められているものがあります。

問い合わせ）加東市市民協働部保険医療課 TEL: 0795-43-0501

○脱退一時金

国民年金、および厚生年金には、脱退一時金支給制度があります。

これは、外国人の方が日本滞在中に、年金に加入し、保険料を 6 ヶ月以上納めた場合、帰国後 2 年以内に所定の手続きによって請求すれば、保険料納付月数に応じて脱退一時金が支給される制度です。

問い合わせ）明石年金事務所（お客様相談室） TEL:078-912-4983

12 保健

【妊娠・出産・育児】

加東市では、妊娠を希望する方へ特定不妊治療費・不育症治療費の助成を、妊産婦や乳幼児向けには妊婦健康診査費助成、産婦健康診査費助成、新生児聴覚検査費の助成、子育て見守り支援事業を行っています。これらの助成を受けるには加東市に住民登録をしていることが必要です。また、母子健康手帳発行、パパママクラス、新生児訪問、4 か月児健診、離乳食教室、10 か月児相談、1 歳 6 か月児健診、2 歳児育児教室、3 歳児健診などの各種事業を行っています。

【予防接種について】

予防接種の書類（予診票や予防接種の説明書など）は、出生届を出された際に市役所 1 階の市民課でお渡ししています。転入された場合は健康課でお渡ししますので、接種歴が確認できるものをお持ちください。また、接種時期や接種間隔などは、広報やホームページなどでお知らせしています。

【健診】

基本健診、がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がん）、歯周病検診を実施しています。実施日、対象者が決まっていますので、市役所 2 階の健康課までお問い合わせください。

【健康相談】

こころとからだの病気や健康づくりに関することなどは、保健師・栄養士が相談に応じます。

問い合わせ）加東市健康福祉部健康課 TEL: 0795-43-0432／0795-42-2800

13 保育・児童手当

【保育所・認定こども園（保育利用）】

市内には保育所が3か所と認定こども園が12か所あります。保護者や同居の親族が働いているなどの理由で日中に家庭で保育できない児童が利用できます。

○保育所・認定こども園（保育利用）への入所について

- ・保育所・認定こども園（保育利用）に入所できるのは、おおむね生後3か月から小学校就学前までの児童です。
- ・新年度の入所募集は広報、ケーブルテレビなどでお知らせします（9～10月頃）。
- ・年度途中でも定員に余裕がある場合は入所できます。

【幼稚園・認定こども園（教育利用）】

市内には3歳～5歳を対象とした幼稚園が1か所と認定こども園が12か所あります。幼稚園・認定こども園への入園（教育利用）を希望される場合は、就労等の条件はありません。

- ・新年度の入所募集は広報、ケーブルテレビなどでお知らせします（9～10月頃）。
- ・申込が定員を超えた場合は、抽選などの方法で決まります。
- ・年度途中でも定員に余裕がある場合は入所できます。

【アフタースクール】

市内の小学校及び特別支援学校の小学部に通っている児童が放課後に利用できる施設です。保護者や同居の親族が働いているなどの理由で放課後に家庭で保育できない児童が利用できます。

○開所時間

- ・月曜日～金曜日 授業終了後から18：30まで
- ・長期休み、学校代休日 7：30から18：30まで

市内に8か所のアフタースクールがあります。

【児童館】

児童館は、0歳から18歳未満の児童とその保護者が、自由に利用できる施設です。室内外に遊具があり、親子で遊ぶことができます。絵本の読み聞かせ、0歳児ができる遊び、親子でふれあえる遊び、日本の季節の行事等を行っています。

施設名	住所	電話番号
社児童館やしろこどものいえ	加東市東古瀬477 番地1	0795-42-8543
滝野児童館きらら	加東市下滝野1369 番地2	0795-48-0765
東条鯉こいランド	加東市南山1丁目4 番地2	0795-20-6245

休館日 月曜日、年末年始（12/28～1/3）は全館休館日。滝野児童館きらら及び東条鯉こいランドは祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日）も休館します。

開館時間 9：00～17：00

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時間短縮する場合があります。

問い合わせ）加東市教育委員会事務局こども未来部こども教育課 TEL：0795-43-0546

【児童手当】

出生から中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に、手当を支給します。

支給額について児童一人あたりの月額は以下のとおりです。

- ・0～3歳未満は15,000円（一律）

- ・3歳～小学校修了前は第1子・第2子は10,000円。第3子以降（※）は15,000円

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる場合の3番目以降。

- ・中学生は10,000円（一律）

ただし、所得額が一定の額を超えた方には特例給付として5,000円／月を支給します。

問い合わせ）加東市健康福祉部福祉総務課 TEL: 0795-43-0408

14 教育

【日本の学校の仕組み】

日本の学校は、小学校 6 年間、中学校 3 年間、高校 3 年間、短大 2 年間あるいは大学 4 年間、を基本にして定められています。

なお、新学期は 4 月から始まり、翌年 3 月までを 1 年間の就学期間としています。義務教育は小学校 6 年間、中学校 3 年間の計 9 年間（または義務教育学校の 9 年間）です。以後、希望者は高校へ進学し、卒業後、専門学校や短期大学、大学へと進学します。

※義務教育学校とは、小学校課程にあたる前期 6 年から中学校課程にあたる後期 3 年までの義務教育 9 年間を一貫して教える学校です

【加東市内の教育機関】

○小学校・中学校・義務教育学校

小学校は 6 歳で入学し、12 歳で卒業、その後中学校に入学し、15 歳で卒業します。また、義務教育学校の場合は、6 歳で入学、15 歳で卒業します。授業料や教科書代は無料です。学用品費や給食費（昼食は学校給食）等は自己負担で、学校で徴収されます。

加東市には市立小学校が 7 校、市立中学校は 2 校、義務教育学校が 1 校あり、居住地区によって学校が決まっています。

また、学校に在籍している子どもの保護者で、学用品費や給食費の負担が困難な方には、その費用を援助する制度があります。

外国籍の方については、就学の義務はありませんが、市立の学校への入学を希望される方は、市教育委員会へお問い合わせください。

また、市内には、市立学校のほか、兵庫教育大学附属小・中学校があります。詳細は、附属小・中学校へお問い合わせください。

問い合わせ）加東市教育委員会事務局教育振興部教育総務課 TEL: 0795-43-0540

加東市教育委員会事務局こども未来部学校教育課 TEL: 0795-43-0541

兵庫教育大学附属小学校 TEL:0795-40-2216

兵庫教育大学附属中学校 TEL:0795-40-2222

○高等学校・高等専修学校

高等学校には、中学校卒業以上の学力がないと入学資格がありませんのでご注意ください。

加東市内には、兵庫県立社高等学校があります。社高等学校に関する詳細は、以下へお問い合わせください。

問い合わせ）兵庫県立社高等学校 TEL:0795-42-2055

○大学・短期大学・専門学校

大学・短期大学は、高等学校卒業以上の学力が必要とされています。加東市内には、国立大学法人兵庫教育大学があります。兵庫教育大学に関する詳細は、以下へお問い合わせください。

問い合わせ）国立大学法人兵庫教育大学総務課 TEL: 0795-44-2010

【発達サポートセンター「はぴあ」】

発達障害をはじめ、支援の必要な乳幼児から成人までに関する次の業務を集約した、ワンストップ型の相談機関です。センターには、臨床心理士、保健師、教育相談支援員、合理的配慮協力員が常駐しています。医師による発達相談や心理相談も実施しています。

○業務内容について

- ・発達や行動面、学習面、対人面など、気になることについての相談
（必要に応じた発達検査等）
- ・スタッフや専門員による保育所や学校等への巡回相談
- ・早い時期に小集団に参加することが望まれる未就園の子どもと保護者を対象にした療育事業等
- ・市民を対象とした発達障害への知識を持ってもらうための研修会の開催

相談日	月曜日～金曜日 8：30～17：15 土曜日・日曜日、祝日、年末年始は休みです。
相談場所	発達サポートセンター「はぴあ」 加東市木梨 1129 番地
対象者	市内在住の乳幼児～成人

※相談費用は無料です ※要予約

問い合わせ）加東市教育委員会事務局こども未来部発達サポートセンター
TEL: 0795-27-8100

15 福祉

さまざまな福祉サービスのうち、主なサービスは次のとおりです。

【障害者福祉】

身体障害、知的障害または精神障害のある人は、その障害の程度に応じたサービスを受けることができます。

問い合わせ）加東市健康福祉部社会福祉課 TEL: 0795-43-0409

【生活保護に準じた措置】

生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じた日常生活費用、住宅の家賃、けがや病気の治療をするための医療費など、最低限の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした生活保護制度に準じた措置があります。この適用を受ける場合は、各種の要件がありますので、市役所1階の社会福祉課にお問い合わせください。

ただし、対象となる外国人の方は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する場合に限られます。

問い合わせ）加東市健康福祉部社会福祉課 TEL: 0795-43-0407

【介護保険】

介護保険は、介護が必要な人や、その家族が抱える介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。市内に居住する40歳以上の人は、介護保険の加入が法律で義務付けられ、保険料の納付義務を負いますが、介護が必要になったときには、サービスを受けられることが保障されています。外国籍であっても、3ヶ月を超えて日本国内に滞在する予定の方は、日本の地域社会の一員としてこの介護保険に加入しなければなりません。

問い合わせ）加東市健康福祉部高齢介護課 TEL: 0795-43-0440

16 公共交通

加東市内の公共交通機関には、鉄道（JR 西日本）、バス（神姫バス）、タクシーがあります。

【鉄道を利用する場合】

電車に乗るときは、駅の窓口か自動券売機で目的地までの切符を買います。そして、改札口で切符を改札機に通すか、駅員に見せて電車に乗ります。降りるときも同様に、改札機に切符を通すか出口の駅員に切符を渡します。頻繁に電車を利用する場合は、駅の窓口などで定期券や回数券を買ったほうが便利です。

【バスを利用する場合】

停留所にバスが来たら、後ろのドア（高速バスは前のドア）から乗り込み、乗った場所を示す整理券を取ります。

車内では、次に停車する停留所のアナウンスがあるので、降りたいときは、車内にあるブザーを押します。誰もブザーを押さなかったり、停留所で乗車する人がいなかったら、バスは止まりません。

日本語を聞き取るのが難しいときは、運転手や近くにいる人に、「私は〇〇で降りるので、教えてください」とお願いすると良いでしょう。降りるときは、運転席の横にある箱に、整理券と運賃を入れます。運賃は、運転席の上にある掲示板を見て、自分の整理券の番号にあてはまる金額を確認してください（ニコパカード（※）を利用する場合は一律100円）。

1,000 円までなら車内で両替できますが、小銭を用意しておくとう便利です。回数券や定期券、ニコパカードを使うこともできます。

詳しくは、神姫バス社営業所（0795-42-0057）へお問い合わせください。

（※）ニコパ（N i c o P a）カードとは・・・神姫バスで利用できる交通系 IC カードです。

このカードを利用することにより、一律運賃額を適用することができます。

【一律運賃について】

令和 4 年 4 月 1 日から、ニコパカードを利用すれば路線バスの加東市内間の運賃が1回の乗車につき一律100円になります。

項目	内容
一律運賃額	1 回の乗車につき大人100円、小児・障がい者 50 円
一律運賃が適用される条件	ニコパカード（※）を使用し、加東市内の停留所で乗車し、かつ、加東市内の停留所で降車した場合 ※加東市内の停留所で乗車し、加東市外の停留所で降車した場合または加東市外の停留所で乗車し、加東市外の停留所で降車した場合は、一律運賃の対象外となります。
対象路線	加東市内を走る全ての路線 （高速バスを除く）
対象停留所	加東市内すべての停留所
ニコパカード購入場所	神姫バス社案内所、加東市役所4階企画政策課

路線バスやニコパカードの詳細は、神姫バス（株）ホームページをご確認ください。
神姫バスホームページ）<https://www.shinkibus.co.jp/>
（右の QR コードからも閲覧できます）



【タクシーを利用する場合】

タクシーは、主に滝野社インターバス停に待機しています。また、事前に連絡しておけば、どこにでも来てくれます。タクシーに乗るときは、後ろの左側のドアが自動的に開きます。閉まるときも自動です。

運転手に目的地を言うとき、日本語がうまく話せなければ、住所や目的地を紙に書いて見せるとよいでしょう。チップを渡す習慣はありません。

17 銀行・郵便局

銀行と郵便局は、お金の取り扱いや送金業務を行っています。どちらも私的機関で、銀行は主にお金を扱うのに対して、郵便局は、お金のほか、郵便物や小包、保険等も取り扱っています。

営業時間 銀行) 月～金曜日 9:00～15:00

郵便局) 金融・保険窓口 月～金曜日 9:00～16:00

郵便窓口 月～金曜日 9:00～17:00

郵便局の案内ホームページ（英語）

→http://www.post.japanpost.jp/index_en.html

（右の QR コードからも閲覧できます）



【外貨の取り扱いについて】

外貨は主に銀行で取り扱われます。加東市内で外貨を取り扱っている銀行はありません。

【口座の開設について】

口座の種類には、普通預金、定期預金、積立預金などがあり、郵便局や各銀行の人にそれぞれ特徴を尋ねて、自分の目的に合った口座を作ります。この場合、身分を証明するもの（パスポート、在留カード、運転免許証、保険証など）が必要です。また、自分の印鑑を作っておくと便利です。

【預入、払戻しについて】

銀行、郵便局の窓口で、預入または払戻し記入票に金額、口座番号などを記入し、通帳と一緒に提出します。

【キャッシュカードについて】

口座を作るときに、窓口に行かなくても預入や払戻しができる、キャッシュカードの申請ができます。

現金自動預払機（ATM）の設置してあるところなら、カードによって払戻し、預金残高照会ができます。

【自動引き落としサービスについて】

電気、ガス、水道、電話料金など月々の支払いを銀行・郵便局に申し込んでおくと、毎月決まった日に、自動的に口座から引き落とししてくれるので便利です。なお、この手続きには申請後 2～3 週間かかります。

18 運転免許

自動車を運転するには、運転免許が必要です。自動車教習所などで練習して、運転免許を取得してください。自国の有効な運転免許証を持っている人は、手続きをすれば、日本の運転免許証へ切り替えることができます。

【国際運転免許証を持っている場合】

ジュネーブ条約に基づいて発給された国際免許証に限り、日本でも有効です。有効期間内で、日本に上陸した日から1年間有効ですが、入国後1年以内に国際免許証の有効期限がきた場合は、その日までとなります。

注意：日本に住民登録をしている人が、日本から出国して国際免許証を取得し、再び入国する場合は、出国から再入国までの期間が3ヶ月以上なければ、その再入国日は1年の有効期間の起算日（日本に上陸したとみなされる日）とはなりません。

【外国運転免許証を持っている場合】

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、モナコ、台湾の運転免許証については、日本語の翻訳文を併せて持っている場合だけ、日本に上陸した日から1年間、運転することができます。1年経過後、日本国内に住民登録のある人や在留資格を有する人が、日本から出国して再び入国した場合は、出国から入国までの期間が3ヶ月以上なければ運転できません。

なお、翻訳文は、外国運転免許証を発給した国の領事機関、及び日本自動車連盟（JAF）のものに限られています。

◆外国運転免許証の翻訳について（JAF）

○申込方法

次の必要書類を、発行料金を添えて現金書留で送ってください。なお、国際免許証の翻訳は行っていないので注意してください。

必要書類

①外国免許証翻訳文発行申請書

JAF ホームページからダウンロードできます。インターネットが利用できない場合はFAX等で送ってもらえるので、最寄りのJAF支部に問い合わせてください。

JAF 兵庫支部 TEL:078-871-7561 10:00~17:00（土日祝は休み）

JAF ホームページ（英語） <https://english.jaf.or.jp/>

（右のQRコードからも閲覧できます）



②外国運転免許証（原則として原本）

免許証原本はコピーを取らせていただいた後、すぐにお返しいたします。免許証原本を持参できない場合はコピーでも構いませんが、免許証の記載事項が確実に読み取れるよう、免許証の表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピーをご用意ください。

※中華人民共和国免許証の場合は副頁、フィリピン共和国免許証の場合はオフィシャルレシートが必要です。

※イスラエルの免許証については、現地発給者や大使館による英文証明書が必要です。

③パスポート、在留カード、または住民票コピー等

アラビア語やロシア語で記載された免許証や、大韓民国・タイ王国・ミャンマー連邦などで発行された免許証の場合のみ必要となります。

○発行料金

免許証 1 通につき発行料金 3,000 円と 500 円の返送料が必要です。

免許センターでの外国運転免許証切り替え申請が却下された場合でも、翻訳文発行に関する料金の返金はされません。また紛失等により再発行する場合も同一の発行料金がかかります。

○所要日数

郵送の場合、申請書に記載された住所へ返送されますが、通常 1～2 週間程度かかります。また必要な書類③に記載した外国運転免許証の翻訳には、約 2～3 週間かかります。

【日本の運転免許証への切り替えについて】

外国運転免許証から日本の運転免許証への切り替え申請手続きは、明石運転免許試験場で行ってください。

○必要書類：提出書類及び詳細については、運転免許試験場にお尋ねください。

- (1) 写真 1 枚（縦 3cm、横 2.4cm）※申請場所で、有料で撮影することもできます。
- (2) 本籍または国籍記載の住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない方は旅券等）
- (3) 在留カード（提示）
- (4) 外国運転免許証 ※免許証取得から通算して 3 ヶ月以上その国に滞在があり、有効期限が切れていないもの（交付日の入っていないものは、交付日を証明できるものが必要になる場合があります）。
- (5) 外国運転免許証の日本語による翻訳文 ※当該外国の領事機関等政令で定める者が作成したもので、運転できる自動車等の種類、免許の有効期限、当該免許の条件等の必要事項が明らかにされているもの
- (6) パスポート ※免許証取得から当該国での 3 ヶ月以上の滞在歴が確認できるもの、及び発給されて 3 ヶ月以上のもの（それ以内であれば、古いものをもっていくこと）。
- (7) 本籍または国籍記載の住民票 ※マイナンバーが記載されていないもの。
- (8) 各種手数料

○一般的な申請から切り替えまでの流れ

明石運転免許試験場で申請をする場合は、電話予約が必要です。

予約電話番号（平日のみ 午後 1 時から午後 4 時まで）：078-912-1777

- (1) 切り替え申請
- (2) 適正試験
- (3) 交通規則の知識・運転技能の確認（運転免許センター、試験場内コースを走行）
- (4) 日本の運転免許取得

○知識、技能試験免除協定

知識、技能免除協定を結んでいる国の運転免許証を持っている人は、適正試験のみ受験します。

問い合わせ）明石運転免許試験場 TEL: 078-912-1628

【運転免許証の有効期限】

新しく取得した日本の運転免許証の有効期限は、取得日から3回目の誕生日から1か月後までとなります。その後は、3年または5年ごとの更新になります。有効期限を過ぎると免許は失効しますので、忘れずに手続きをしましょう。

【住所を変更したとき】

住所が変わったときは、運転免許証に記載された住所を変更する手続きが必要です。運転免許証と、新しい住所を証明するもの（在留カード等）を持って、転居先の警察または自動車運転免許試験場で手続きをしてください。

【運転免許の停止や取り消し】

日本では、違反や事故を起こしたドライバーに対して、今後の安全運転を促すための点数制度があります。点数制度とは、交通事故のほか、信号無視や、速度超過、駐停車違反等を起こすたびに点数を付加し、合計点数が一定の基準に達したとき、免許の停止や取り消し等の処分を科すものです。なかでも、酒酔い運転の処分は厳しく、一度犯すと免許は取り消されます。

罰金の場合、酒酔い運転で100万円、酒気帯び運転で50万円、同乗者や、車両もしくは酒類を提供した者にも罰金を要求される場合があります。アルコールの摂取は、運転に悪影響を及ぼしますので、飲酒時の運転は絶対にしないでください。

また、日本では路上駐車を取り締まりも厳しく行われています。出来るだけ最寄りの駐車場に駐車するようにしましょう。

19 雇用・労働

外国籍の方が日本で働くには、就労活動が認められる在留資格を持つことが必要です。

【仕事を探す場合】

公共職業安定所（通称「ハローワーク」）は、仕事を探している人に、その人の希望と能力に合った職業を紹介しています。また、人材を求めている会社には、その会社にふさわしい人材を紹介しています。

加東市では、ハローワークの活用の仕方や、履歴書の書き方など、就労に関する相談を受ける「就労支援室」を設置していますのでお気軽にご相談ください（就職先の直接の紹介はしていません）。日本語ができない方は、できるだけ通訳ができる方と一緒にいらしてください。

問い合わせ）加東市就労支援室 TEL:0795-43-0165

ハローワーク西脇 TEL:0795-22-3181

【労働に関する相談】

兵庫県では、外国人労働者の方を対象に、各所で労働条件に関する相談に応じています。

外国語での相談については、下記をご覧ください。

名称	所在地	電話番号	対応言語・内容・時間
兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16階	0570-001702	【中国語】による労働条件についての相談 ◆曜日: (原則) 火曜日、水曜日 ◆時間: 10:00~15:00 ※窓口でのご相談を希望される方は、事前に連絡してください。
神戸公共職業安定所 外国人雇用サービスコーナー	〒650-0025 神戸市中央区相生町 1-3-1	(078)362-4570	【中国語】【英語】【ポルトガル語】 【スペイン語】【ベトナム語】による就職についての相談
姫路公共職業安定所 外国人雇用サービスコーナー	〒650-0947 姫路市北条字中道 250	(079)222-8609	【英語】【ポルトガル語】【スペイン語】 【ベトナム語】による就職についての相談
財団法人兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6F	(078)382-2052	【英語】【中国語】【スペイン語】 【ポルトガル語】による生活全般・労働条件・法律（要予約）についての相談 ◆曜日: 月～金曜日 ◆時間: 9:00~17:00